租税特別措置法第４０条第１項の適応を希望する法人は、役員及び評議員の欠格事項申立書に同法の親族等特殊関係の制限も加えてください。

具体的には、評議員及び役員の申立書の３と４を以下のとおり、変更してください。

※の青字で記載しているものについては、それぞれに就任するための該当要件ですので、記載する必要はありません。

○評議員

３　社会福祉法人○○会評議員における配偶者、３親等以内の親族及び厚生労働省令で定める特殊関係者の状況、並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第２５条の１７第６項第１号に規定する親族等特殊関係者の状況

(1)　無

(2)　有　→　（氏名、関係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※社会福祉法に規定する者がいた場合は、評議員に就任できない。４親等から６親等及びその特殊関係者については、３分の１まで。

４　社会福祉法人○○会役員における配偶者、３親等以内の親族及び厚生労働省令で定める特殊関係者の状況、並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第２５条の１７第６項第１号に規定する親族等特殊関係者の状況

(1)　無

(2)　有　→　（氏名、関係　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

※社会福祉法に規定する者がいた場合は、評議員に就任できない。４親等から６親等及びその特殊関係者については、３分の１まで。

○役員

３　社会福祉法人　○○会評議員における配偶者、３親等以内の親族及び厚生労働省令で定める特殊関係者の状況、並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第２５条の１７第６項第１号に規定する親族等特殊関係者の状況

(1)　無

(2)　有　→　（氏名、関係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※社会福祉法に規定する者がいた場合は、役員に就任できない。４親等から６親等及びその特殊関係者については、３分の１まで。（記載しなくても可）

４　社会福祉法人　○○会役員における配偶者、３親等以内の親族及び厚生労働省令で定める特殊関係者の状況、並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第２５条の１７第６第１号に規定する親族等特殊関係者の状況

(1)　無

(2)　有　→　（氏名、関係　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

※社会福祉法に規定する者は、理事の場合は、理事総数の３分の１を超えない範囲で３人まで。監事は不可。４親等から６親等及びその特殊関係者については、社会福祉法に規定する者を含め３分の１まで。